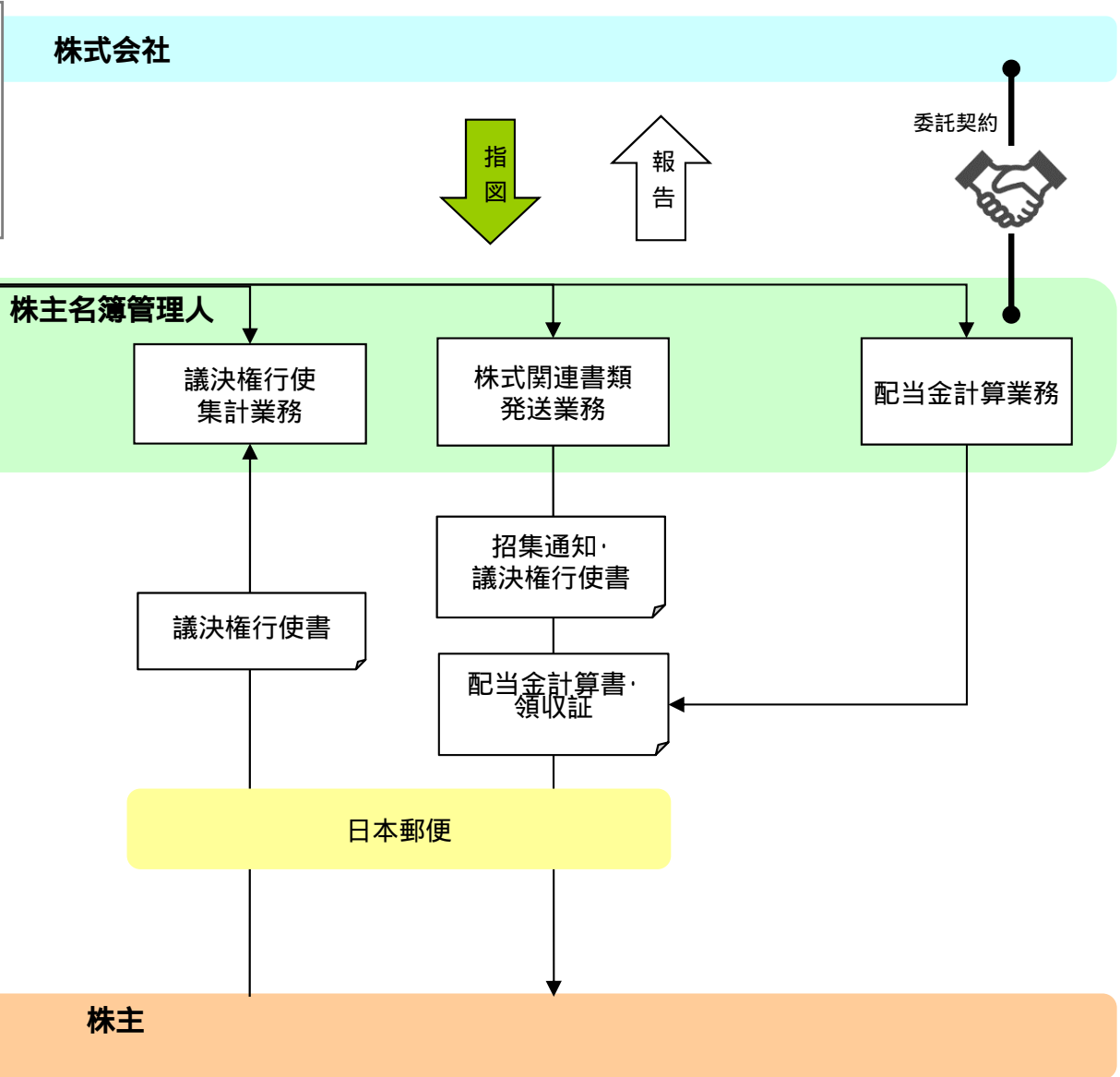


書面交付請求の事務について

一般社団法人 信託協会
会長会社 みずほ信託銀行株式会社

1.株主名簿管理人業務概要（平成21年～）

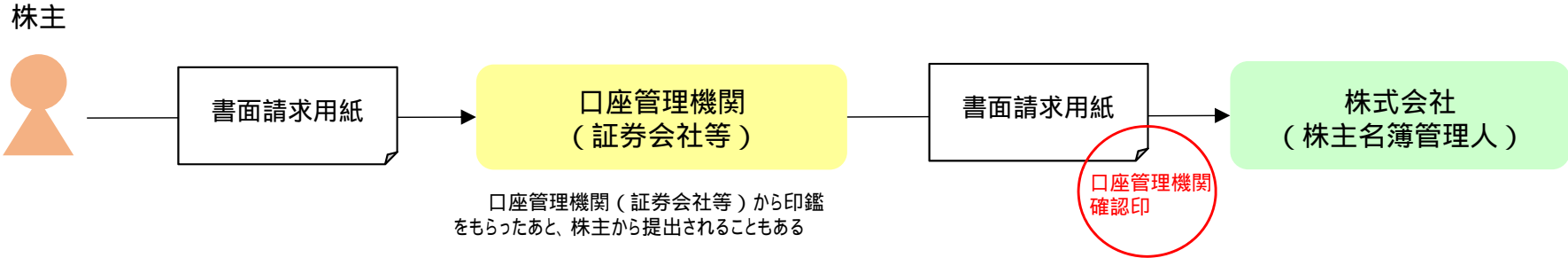
- ✓ 上場会社は平成21年に株式等振替制度（株券電子化）へ一斉移行。振替制度下では株式は口座管理機関（証券会社等）の振替口座簿への記載という「電磁的記録」で管理。電子化により株主名簿管理人における株主印鑑票の保管事務が廃止となった。
- ✓ 株式等振替制度では、証券保管振替機構からの総株主通知で株主名簿を作成。



() 株主からの諸届のうち通信先指定等のみ、証券保管振替機構を経由せず、証券会社による本人確認を経て株主名簿管理人へ提出される。
 なお、株主から直接株主名簿管理人に提出される諸届（各種株主情報の変更）はない。

2-1.証券保管振替機構を經由しない書面請求権行使事務フロー案（B2案）

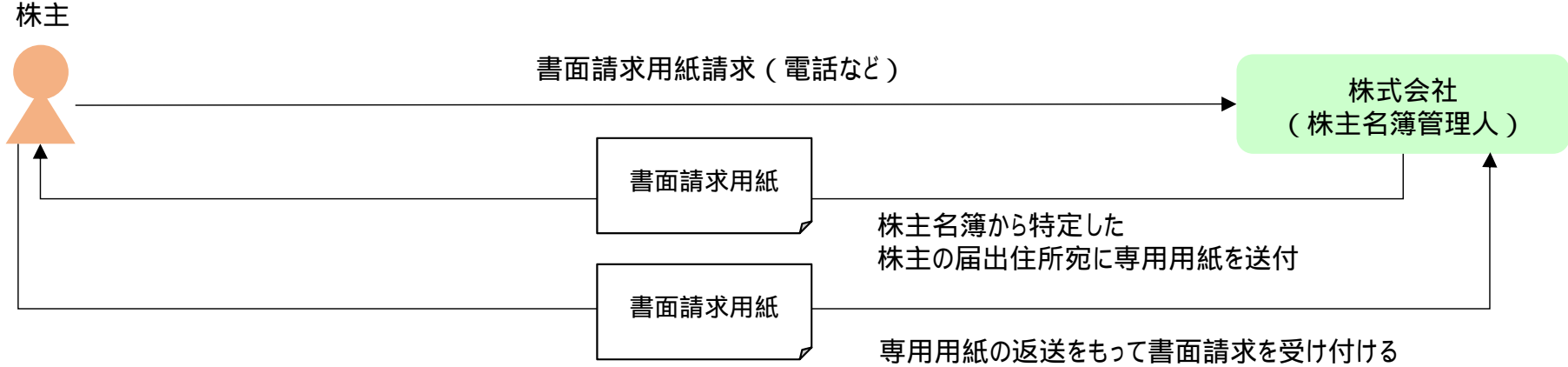
通信先指定と同様の事務フロー



仕組み	口座管理機関（証券会社等）による本人確認を経て、書面交付請求を提出してもらうフロー
株主の利便性	複数銘柄保有の株主は銘柄毎の請求が必要
運営上の問題点	<p>総会基準日 = 書面交付請求基準日 = 3月末とした場合、前回基準日（前年9月）に株式を保有していない株主が基準日前に用紙を提出しても、総株主通知が株主名簿管理人に到達する時（4月以降）まで株主名簿に株主として記載されないため、請求の登録ができない。請求を保留し、総株主通知受信後に株主名簿の記載を確認の上、短期間で登録を行うための事務・システム刷新にかかるコストが発生する</p> <p>通信先指定の年間処理件数は信託銀行3社において年間約23,600件（受託株主数のうち約0.04%）だが、想定 of 書面交付請求件数は延べ個人株主数で540万件超であり、同様の事務対応を行うことは困難と想定される。また、通信先指定は口座管理機関での本人確認印を経て株主名簿管理人に通信先指定用紙を提出する手続だが、株主が口座管理機関による本人確認印を受けないまま用紙を株主名簿管理人に提出し、再提出となっているケースが多い状況からも、B2案では実務が混乱する可能性がある</p> <p><u>書面交付請求件数が多ければ多いほど、B2案の書面による関係者間連携ではなく、B1案の証券保管振替機構経由でシステムの的にデータを処理するやり方が、関係者にとって株主権行使の画一的・安定的な事務運用が可能</u></p>

2-2. 証券保管振替機構を經由しない書面請求権行使事務フロー案（B3案）

議決権行使書と同様の事務フロー



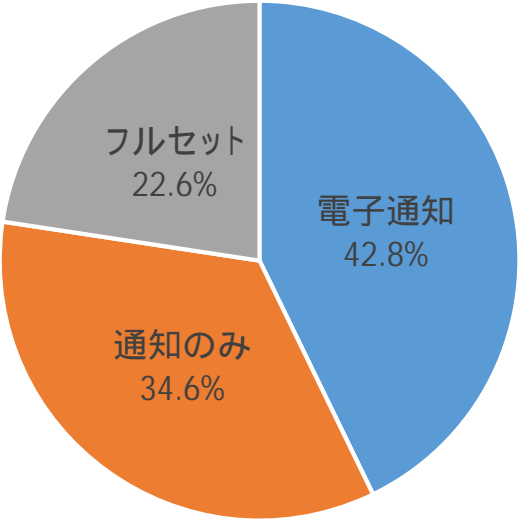
仕組み	株主名簿上の住所・氏名に専用用紙を送付して、その返送をもって株主の本人確認を実施したとみなすフロー
株主の利便性	複数銘柄保有の株主は銘柄毎の請求が必要
運営上の問題点	<u>総会基準日 = 書面交付請求基準日 = 3月末とした場合、前回基準日（前年9月）に株式を保有していない株主が基準日前に用紙を請求しても、総株主通知が株主名簿管理人に到達する時（4月以降）まで株主名簿に株主としてに記載されないため、請求を行ってきた人が株主名簿に記載される株主であるかどうかの確認がとれず、また専用用紙の発送が不可能なため、フロー自体が成立しない</u>

【参考】書面交付請求株主数の試算

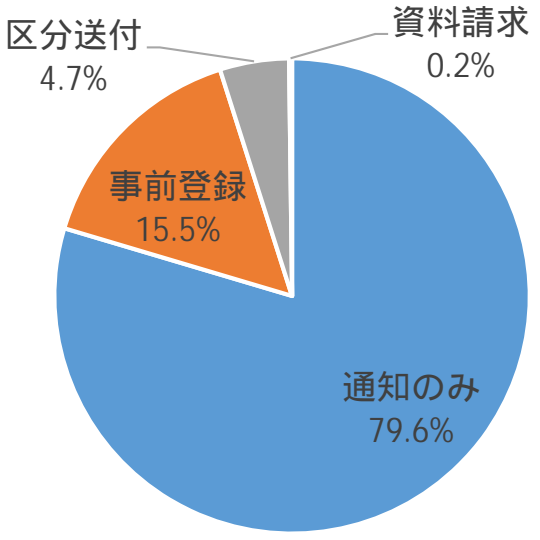
経済産業省の「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書 参考資料の「日本及び諸外国における株主総会プロセスの電子化等の状況」によると、株主総会資料を書面で受領している株主が米国では8.9%（ ）、英国における試算では個人株主数のうち15%存在するとされている
 日本において仮に10%の個人株主が書面請求を実施すると仮定した場合、延べ個人株主数で5,489,082名、個人株主数で2,062,825名がその対象となる

() 米国のNotice&Access制度採用企業における書面送付の状況から事前登録および資料請求の対象となる株主の割合を合算の上、個人株主のフルセットおよび通知のみの割合を乗算した数値

米国の個人株主に対する株主総会
 関連書類の提供状況
 (株主数ベース、2014年)



米国のNotice & Access制度
 採用企業における書面送付の状況
 (株主数ベース、2014年)



日本における個人株主数

		10%
延べ個人株主数 (注1)	54,890,822	5,489,082
個人株主数 (注2)	20,628,248	2,062,825

(注1) 株主属性が「個人」であり、銘柄ごとの株主の人数を合計した数値
 (注2) 株主属性が「個人」であり、保有銘柄数を考慮せずに株主毎に合計した数値

【出典】証券保管振替機構 月次統計 (2017年8月末現在)
<https://www.jasdec.com/material/statistics/>

フルセット：株主総会関係資料を全て書面で郵送すること
 通知のみ：通知のみを郵送すること
 電子通知：株主総会関係資料のe-mail等による電磁的提供
 事前登録：株主総会関係資料を書面でほしい旨を事前に請求すること
 区分送付：株式会社が自主的に株主総会関係資料を書面で送付すること
 資料請求：アクセス通知を受領後、資料請求を行うこと

【出典】「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書 参考資料 「日本及び諸外国における株主総会プロセスの電子化等の状況」 P46～47
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunushisoukai_process/report_001.html